

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知市内に一定規模以上の災害が発生し、福祉避難所の設置が必要と認められる場合に、乙の所管する高知県立高知江の口特別支援学校において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、支障なく避難生活を送るとともに、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移れるよう支援することを目的とする。

（福祉避難所の設置）

第2条 甲は、災害時において、福祉避難所の設置が必要と認めるときは、乙に対し、設置を要請することができる。

- 2 乙は、やむを得ない事由のない限り、福祉避難所の設置を行うものとする。
- 3 乙は、災害時の状況により、福祉避難所の設置が必要と判断される場合は、甲から要請がなくとも、設置を行うものとする。
- 4 乙は、甲の要請なく福祉避難所の設置を行った場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（福祉避難所の運営）

第3条 甲は、福祉避難所の運営に当たっては、次に掲げる支援等を履行するものとする。ただし、前条第3項により設置した場合にあつては、乙が履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等を行う支援員等の配置及び避難生活支援
- (2) 要配慮者の状況の変化に対応する体制の確保
- (3) 要配慮者の避難生活支援に関する甲への報告及び費用に係る請求
- (4) 要配慮者の状況に応じた制度利用による生活支援体制への移行の援助

（協力体制）

第4条 甲は、前条各号に掲げる支援等を履行するに当たり、支援員等に不足を生じる場合は、速やかに不足する人員の確保を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から福祉避難所の運営について協力要請があつた場合は、可能な範囲で要請に応じるものとする。

（報告）

第5条 乙は福祉避難所を設置したときは、別に定める福祉避難所の設置運営に関する報告書を作成し、甲に報告するものとする。

（費用等）

第6条 甲は、乙に対し、第3条各号に掲げる支援に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払を行う。

- (1) 要配慮者に要する食費
の他要配慮者支援に関して必要な紙オムツやストーマ用装具等乙が直接支払いを行ったもの

に要した費用

- 2 乙は、要配慮者支援に関し、新たにスロープや手すり等の設置を行う場合は、事前に甲に了承を得て設置するものとし、その請求は当該設置事業者が甲に直接請求を行うよう指示するものとする。

(費用の決定)

第7条 要配慮者の支援に係る費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、第6条第1項各号の費用を甲に請求する場合は、別に定める福祉避難所の設置運営に係る費用に関する請求書により甲に請求するものとする。

- 2 前項の場合において、第6条第1項第2号に掲げるものについては領収書を添付し、請求することとする。

- 3 乙が要配慮者等の要請により、第3条各号に掲げる業務や甲の要請事項を超える支援を行った場合には、その超える部分に係る経費は当該要請を行った者に請求することとする。

- 4 前項に定めるもののほか、災害時の状況又はやむを得ない事由により、避難生活支援を行った場合については、甲乙協議の上、費用の請求を行うものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙の指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、乙は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲の会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議の無い場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく要請及び指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 12月 | 日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教育長